

# 意見書

平成 25 年 3 月 18 日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 101-0051  
住所 とうきょうとちよだくかんだじんぼうちょう 東京都千代田区神田神保町 1-105  
名称 株式会社インターネットイニシアティブ  
代表取締役 すずき こういち 鈴木 幸一  
連絡先

電話番号

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書（案）に関し、別紙の通り意見を提出します。

頁	章	当社意見
3 頁	はじめに	本報告書案において、基本的な考え方として算定ルールの精緻化が挙げられていますが、平成 21 年の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（接続ルール答申）および平成 22 年の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において示された接続料の算定ルールは基本的枠組みに留まるものであり、現に事業者間において算定ルールを巡る紛争が発生している事例もあることから、算定ルールの精緻化によりこういった紛争を未然に防ぐことは、モバイルビジネス活性化に寄与するものと考え、この考え方に賛成します。
9 頁	第 1 章「モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方」 ③考え方	本報告書案において、接続料算定の「公平性確保」が基本的な観点として位置づけられ、算定の裁量の幅について検討し可能な限りこれを排除又は狭めていくとする考え方が示されていますが、公平な競争環境の導入が望ましいとする観点からこの考え方に賛成します。付記として、データ接続料に関し現時点で届け出ている MNO 二社の接続料の水準には大きな乖離があることから、総務省は算定の公平性について注意して検証していくことが望ましいと考えます。
29 頁	第 2 章「各課題の検討」 5.データ接続料の算定	接続ルール答申に引き続き、本報告書案においても MVNO の新規参入を促し競争を発展させることが重要との基本的な方針が示されたことについては、競争により利用者の便益が増すことから、これに賛成します。
29 頁	第 2 章「各課題の検討」 5.データ接続料の算定	データ接続料の算定ルールに係る具体的な課題に対し、本報告書案で明確な考え方を打ち出せなかったことは、算定ルール精緻化という本研究会の目的からすると残念であると言わざるを得ません。公正な競争環境の整備のため、算定ルールの精緻化は非常に重要であり、早期の明確化に向けた努力が必要であると考えます。
30 頁 31 頁	第 2 章「各課題の検討」 5.データ接続料の算定 (1)データ接続料の需要 ②主な意見	データ接続料の需要について、「基地局側総帯域幅を用いる考え方」では MVNO 負担が過小となるとの意見が示されていますが、ネットワーク設計の観点からは合理的な意見であると考えます。付記として、データ接続料の算定において需要の考え方を変更する場合においては、MVNO の事業へのインパクトが生じないよう過渡期的な措置を講じるべきであることを方針として定めることが望ましいと考えます。

34 頁	<p>第 2 章「各課題の検討」</p> <p>5.データ接続料の算定</p> <p>(2)データ接続料の接続料原価</p> <p>③検討</p>	<p>MVNO が負担すべきコストは実際に MVNO が利用した設備に係るコストではなく、MVNO の便益を受けている設備に係るコストと捉えることが適当、との考え方が示されていますが、この考え方に賛成します。従って、移動体通信ネットワークのモビリティといった特性を MVNO のエンドユーザが受益していることにより、モビリティを実現するために必要な設備余裕に関しては MVNO が負担することが相当であると考えます。反面、MNO の需要の見誤りに起因する設備余裕については、MVNO のエンドユーザがこの設備により受益しているとは見なすことができず、このコストを MVNO に対し負担させることは適当ではないと考えます。具体的な算定ルール化については現時点で議論が不足しているとしても、この考え方を原則として採用する点にまで本報告書にて踏み込むことが望ましいと考えます。</p>
36 頁	<p>第 2 章「各課題の検討」</p> <p>5.データ接続料の算定</p> <p>(3)データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度</p> <p>③検討</p>	<p>接続料算定の元となる実績値について、前年度の実績値に代わり当年度の実績値を採用することで MVNO の競争環境を整備することが望ましいとの考え方が示されていますが、接続料の年毎の下落幅の大きな状況において、実績値の測定年度は MVNO の事業環境に対して大きな影響を及ぼすものと考えます。前年度の実績値に代わり当年度の実績値を用いることは MNO と MVNO の公正な競争環境を整備するとの観点から、この考え方に賛成します。</p>
37 頁	<p>第 2 章「各課題の検討」</p> <p>6.その他の課題</p> <p>(1)暫定値を用いたデータ接続料の算定方法について</p>	<p>接続料確定までの暫定値として前年度接続料を使用することは望ましいこととは言えず、MNO は合理的な予測値を採用することが望ましいとの考え方が示されていますが、接続料の年毎の下落幅の大きな状況において前年度の接続料を使用することは、MVNO の事業遂行に大きな制約を与えかねないことから、この考え方に賛成します。</p>